

平成30年度 七隈小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等に対する基本姿勢

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。「いじめは、起きている」という認識のもと、児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「七隈小学校いじめ防止基本方針」を策定した。いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- (1) いじめの未然防止
- (2) いじめの早期発見・即対応
- (3) 全職員での共通理解・共通実践
- (4) 地域・保護者・関係機関・専門機関との連携
- (5) いじめ防止のための職員研修の充実

<七隈小学校いじめゼロ宣言>

・人を傷つけないために、一つ一つの言葉を大切にします。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

- (1) いじめを生まない教育活動の推進
 - 学校教育活動全体を通して、いじめ防止に関わる多様な取組を体系的・計画的に行うよう、包括的な方針を定める。
 - 共同的な活動を通して、児童が自ら「絆」を感じられるような「場づくり」をおこなう。
 - 言葉を大切にし、友だちを認め合えるようコミュニケーション能力の育成を図る。
 - 「学級力アンケート」を活用するなど、児童が安心できる、自己存在感や充実感・所属感を感じられような「居場所のある学級づくり」を行う。
 - 「いじめゼロアンケート」を月に1回、「七隈アンケート」（記名式）を学期末に実施し、校内部会で報告を行い、対策を講じる。
 - Q-Uアンケートを実施する学年・学級については、結果を分析して、実態に応じた支援を行う。特に、「要支援群」の児童には、直ちに組織的かつ適切な支援を行う。
 - 「学校いじめ防止対策委員会（校内部会）」を月1回開催する。いじめの問題への組織的指導体制の整備等の取組を推進する。
- (2) 地域・家庭、関係機関との積極的連携
 - 保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図るとともに、学期に1回、いじめ防止対策委員会を行う。PTA会長、公民館長、自治会長をはじめ、地域の部会員との連絡会を行う。

3 いじめの早期発見・即対応（いじめの兆候を見逃さない取組等）

- (1) いじめに関する早期発見のための措置や相談体制の整備，被害児童の権利等を擁護する。
- (2) いじめの問題に対する学校の取組の充実のため，「いじめ対応マニュアル」（市教委作成）及び「いじめの早期発見・早期対応の手引」（県教委作成）の活用の一層の徹底を図る。
- (3) 具体的な取組方法を徹底するため，チェックリストを作成する。

4 いじめに対する措置（ネット上のいじめを含む）

- (1) 直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し，全職員に周知するとともに組織的に対応する。
- (2) 状況や対応の経緯等について，学校ネットパトロール等も利用しながら，客観的な事実確認を行い，その結果を速やかに教育委員会に報告する。
- (3) 教育相談課，スクールカウンセラー等と連携し，被害児童をはじめ，被害児童の保護者や加害児童・保護者等へのカウンセリング等の心のケアを行う。
- (4) 出席停止制度等の適切な運用及び全ての学校における毅然とした組織的指導の徹底を図り，いじめを行った児童への指導の徹底及び再発防止の徹底を推進する。
- (5) 学校だけでは対応が困難な事案に対して，教育委員会の支援チームの活用を行い，いじめの問題の早期解決に努める。
- (6) 被害児童の権利・利益を擁護するための配慮として，区域外通学や別室指導等の柔軟な対応に努める。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

- 児童生徒の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては，教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえ，早期に警察に相談・通報し，警察と連携した対応を取る。

6 いじめ防止のための職員研修

- (1) 教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため，教育委員会と連携し，七隈小学校いじめ防止基本方針の共通理解，いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施する。
- (2) 「いじめ対応マニュアル」，教職員向けリーフレット「いじめゼロに向けて」や「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用し，自らの対応を振り返るよう教職員への指導の徹底を図る。
- (3) いじめを未然に防止するために，Q-Uアンケートの分析・活用のための校内研修を実施する。
- (4) Q-Uアンケート実施後，事例検討会において情報を組織的に共有するとともに，支援方針を明確にする。
- (5) ネット上のいじめに関する校内研修を実施する。

7 その他（各取組のPDCAサイクル等について）

- (1) 七隈小学校いじめ防止基本方針は、学校のホームページや学校だより等で広く周知を図る。
- (2) 七隈小学校いじめ防止基本方針に基づき、取組が適切に機能しているかを学校いじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直しを行う。

8 いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法 第22条関係）

(1) 組織の名称・役割

○ 名称

七隈小学校いじめ防止対策委員会

○ 役割

- ・ 基本方針に基づく取組の推進や年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・ いじめの相談・通報の窓口
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有
- ・ 学校における，いじめであるかどうかの判断
- ・ 関係のある児童生徒への事実関係の聴取，組織的な指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携等

(2) 組織の構成（別紙資料1参照）

○ 部会の活動

校内部会：月1回（生徒指導部会の後半30分）

・ いじめゼロアンケート

＊4月 アンケートの内容と活用の仕方を提案

＊毎月実施 ① 校内部会の1週間前の昼タイムに実施

② 各クラスで集計

③ 学年会で報告と対策

④ 校内部会で報告と対策

校外部会：学期1回

・ 生徒指導部から「ななくまアンケート」についての報告

・ 保健室から状況報告

・ 人権教育部から状況報告

全体会：年1回

・ 校外部会のうち2学期は全体会とする

9 重大事態発生時の調査機関（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

(1) 組織の名称と役割

○ 名称

七隈小学校いじめ防止対策委員会

○ 役割

- ・ 重大事態の発生について教育委員会への報告
- ・ 重大事態に係る事実関係の調査

- ・調査結果を教育委員会に報告
- ・調査結果について関係児童及び保護者への情報提供

(2) 組織の構成

校長，教頭，いじめ防止対策委員会校内部会員，人権教育部代表，養護教諭，学校カウンセラー，当該学年教諭

10 いじめ防止等の各取組の年間計画

月	児童生徒等への取組 及び児童生徒の活動		職員研修等		チェック
4	学校いじめ防止基本方針作成 いじめゼロアンケート	P DA	学校いじめ防止基本方針作成 校内いじめ防止対策委員会	P DA	
5	いじめゼロアンケート 学級力アンケート	DA DA	校内いじめ防止対策委員会 学校警察連絡協議会	DA C	
6	Q-U アンケート いじめゼロアンケート いじめ防止取組月間 児童会による取組 学級力アンケート	DA DA PD D DA	家庭訪問 校内いじめ防止対策委員会 学校サポーター会議	D DA C	
7	生活習慣定着度調査 ななくまアンケート	C DA	七隈小いじめ防止対策委員会 ・今学期の取組の反省 ・来学期の取組の確認	C A	
8	いじめゼロサミット 2018 参加	D	夏季研修 (Q-U 基本研修会) 夏季研修 (いじめの早期発見)	P C	
9	いじめゼロアンケート いじめゼロ実現プロジェクト 児童会による取組 学級力アンケート	DA D D DA	校内いじめ防止対策委員会		
10	いじめゼロアンケート 児童会による取組	DA D	校内いじめ防止対策委員会 学校サポーター会議	DA C	
11	いじめゼロアンケート 学級力アンケート	DA DA	校内いじめ防止対策委員会	D	
12	ななくまアンケート	DA	七隈小いじめ防止対策委員会 ・今学期の取組の反省 ・来学期の取組の確認 冬季研修 (Q-U 事例検討会)	C A C	
1	いじめゼロアンケート	DA	校内いじめ防止対策委員会	DA	
2	いじめゼロアンケート 児童会 (いじめ防止取組月間) 学級力アンケート	DA D DA	校内いじめ防止対策委員会 学校サポーター会議 学校警察連絡協議会	DA C C	
3	ななくまアンケート	DA	七隈小いじめ防止対策委員会 ・年間の取組の反省 ・年度の取組の確認	C C P	